修文指月義集

下

僧5
76
3上

門 僧5
号 96
巻 3

雙樹落葉巻之下

伊勢　谷川士清原閲
仝　名嶋政方著述

道祖神

諸国一村の前後まゝに道路ゝ山神ゝゝ石ゝ彫て祀まる八世俗大山祇ゝ誤まりこゝ岐神なるゝ神代紀いさなきの神建絶妻之誓の件ゝ投其杖自此以還雷不敢来是謂岐神本號曰塞名戸之祖神又曰道津主神以岐神為郷道周流削平ゝゝて古説ゝゝ八来莫處ゝゝ八経莫處の義ゝ寸古事記ゝ船戸神ゝゝゝゝ八文字を傳ゝゝ口決纂疏等ゝ是を道祖神也ゝ註ゝ道祖の字八漢国の名ゝて岐ゝ字典云祭道神曰祖祖者徂也和名抄ゝ八岐神をあかゝの神道祖神をゝの神道神をたむけの神と別ゝ拳

[illegible]同神八十神を一村の前後に祀る八疫神癘氣等の是なり[illegible]
[illegible]の義なるべし又りきさきさきは[illegible]の神[illegible]稱又[illegible]
[illegible]手向をなし[illegible]手向神[illegible]稱[illegible]
山の[illegible]八[illegible]神祠なし[illegible]
[illegible]の山[illegible]又道[illegible]人[illegible]に手向をなし[illegible]手向山の名起[illegible]
其余[illegible]山たむけの神[illegible]向又周防なる岩国山を越る日八手向[illegible]
[illegible]海童神[illegible]或説云たむけ八旅向
の義[illegible]契冲八山[illegible]所をたうけ[illegible]八たむけの名依なし[illegible]朝
野群載云出京關門奉幣道神事 道饗祭祝詞云大八衢に湯津磐村之如塞
坐皇神等之前に申[illegible]八衢比古八衢比賣又那斗止御名者申[illegible]辞竟奉波八衢に湯
津磐村之如塞坐[illegible]皇御孫命乎堅磐に常磐に齋奉茂御世に幸給止申云云
神祇令曰謂ト部等於京城四隅道上而祭之言欲令鬼魅自外来者不敢入京師

故預迎於路而饗遏也[illegible]一村の前後又八道上に祭[illegible]
岐神[illegible]大山祇[illegible]大山祇[illegible]八[illegible]雜
別ちて[illegible]伝[illegible]或人の説に又那斗神を道反之大神[illegible]誤
神代紀をいふ[illegible]

敏太神社

神名式云伊勢國壹志郡敏太神社和名抄云壹志郡民太[illegible]
今の印本[illegible]誤に敏忙覲反漢音ひん呉音みん民彌鄭反
漢音ひん呉音みんは二字同音[illegible]呉音を借用ひて諸国郡郷名及社号等に
文字の音を借[illegible]例多[illegible]
神名式[illegible]同国八部郡汶賣神社[illegible]汶字[illegible]
[illegible]敏字[illegible]同[illegible]和名抄の時代[illegible]美濃国[illegible]
唱[illegible]濃字日本紀[illegible]用[illegible]古語[illegible]野角

忍篠楽(シヌシヌシヌ)なしぬと唱へて中古よりのうた唱へ来たりたるハ松坂の西にある美濃田村の神
社なりとしといへり北畠国家の卯月三日そのとしのまつりを百首よみて馬上にて時鳥をまちて
駒とめて待かとりかなしむはこの尾のり湯の山かなしき寺手先年美濃田村へ往て此神
社をたづぬるに本居神社の地にありといへりさまに小祠の跡残しあるも三社ありて何れも共
別ちがたしその傍に信楽寺といへる小菴ありよりて往て住僧に古き伝へ文ありやそのく
ゆゑんとふに昔ハ此小菴なるハ傳教大師の開基にして七防ある神社ハ地護神稲生の
人称宜仕奉る潔齋の地を塩洛川と云今訛て沙彌堂といふ其ハ余語るを受て本居
神のまへに乞て古くまをしといふものをみるに寶永年中に記をしるして敏太神社
のうえすこハ永録の比けるも騒し年ハ兵燹て焼失たまひぬるにや詳ならず寺神
名帳考證云敏太神社在戸木村之西称風速社といえて今神社も現然と
して祝部も仕奉るハ是なるにや美濃田村ハ須賀に之戸木村ハ民太に在
るそもそもハ仏名をあてて社号となしにや社号をあてて仏名となしにや

風速ハ後に名らる地名なるべし考證もそしるこの俗字を用ひたまひしりこハ敏
と速と其理同しきをもての説なりハ誤なり但し據ありや

比佐豆知神社

神名式云伊勢国安濃郡比佐豆知神社こハ建部郷塔世の西北に今愛宕権現
と称ふる是なるべし 比佐ハ瓠の訓豆知ハ野槌軻遇突智なとの豆知にて祇之神の御
名に称へていへり古事記云二神因河海持別而生神云云次天之水分神次国之水分神
次天之久比奢母知神次国之久比奢母知神とみえたる久比奢母知ハ汲瓠持の義にて
水神之鎮火祭祝詞云神伊佐奈岐伊佐奈美乃命妹背二柱嫁継給氐国能八十
国嶋乃八十嶋乎生給比八百萬神等乎生給比麻奈弟子尓火結神生給氐美保
止被焼氐石隠坐氐云云吾名妹命能所知食上津国尓心悪子乎生置氐来奴止
宣氐返坐氐更生子水神瓠川菜埴山姫四種物乎生給氐此能心悪子乃心荒比曽波水
神瓠埴山姫川菜乎持氐鎮奉礼止事悟給ふとみえて比佐豆知ハ水神にして愛宕軻

遇突智の荒ひをなしかるゆへに見火防神と称して世俗愛宕火結神を火防神
と誤まりそゝりて比佐豆知神社を愛宕と誤て火結神を祭る人御心の
荒ひまさるゆへその災なき人ハ鎮火祭行なゝと神名帳考證に火雷神と云と
ハ抜て神代紀一書云伊弉冊尊生火産霊時為子所焦而神退矣其且神退之時
則生泉神罔象女及土神埴山姫又生天吉葛と云る天吉葛ハ執也と正通のいゝ
まゝより

湯立

今の世諸国郡郷の本居神の廣前に大釜に熱く湯をとゝ〳〵祢宜或ハ修験者なゝ
身にそゝきかけるを御湯を上るゝ〳〵ハけ〳〵行まゝ始まりしゆへ詳なゝ寸こ
ハ古への探湯なり然〳〵来るゆへ久〳〵きゝかゝるゝ〳〵探湯のゝ〳〵ハ日本紀應神の
御巻に武内宿祢を身の甘美内宿祢と志とゞて羹をゝ〳〵ハ磯城川のほとりにて探
湯をなさしめるに武内宿祢ハ勝ふゝそをしかゝ探湯て

ハ足かゝくに湯を熱〳〵きかゝ世見を身にそゝ〳〵にまゝこの人ハ身にゆやまち
なゝいつる人ハ焼ゝるゝ〳〵見湯起請の始也後世の鉄火を接る見ゝ起まりしゝ
各盟神探湯云云弘仁私記云笙甘擅五人探湯定偽大和国高市郡在
釜是也〳〵ハ本居神社の廣前に熱〳〵湯をとゝ〳〵ゝを祢宜或
ハ修験者なゝ〳〵産子に代りて身にそゝきかゝるゝをこなふゝ〳〵なゝきハ産子
の犯過なる罪咎なゝき赤心をゝ〳〵〳〵神の御心をいさめまり諸の災を
除き疫癘悪氣を拂ひ朝夕にゝめゝに守りさきはゝせゝ〳〵〳〵ゝこのゝ
ゝなゝ〳〵〳〵を今の俗ゝをなゝを神の御心にめゝ〳〵〳〵〳〵〳〵
祈きかゝるゝ〳〵ゝりにそのゝのさゝゝゝをゝ〳〵御湯を上るゝ〳〵ゝきなゝるハゝ
ゝたゝり神行ゝも御湯を吸ひゝ〳〵きゝや世のゝりのまゝ〳〵〳〵ひゝゝりなん

煤拂

けゝ〳〵内裏式にゝすゝきハ中世後のゝゝや近世年中行事云常御殿四位

五位雲客蔵人等勤之御縁側青侍勤之男居衛士勤之清涼殿極﨟衛士勤之とあり西土にハ臘月二十四日毎家拂塵と閩書漳志を引てみえし又王氏呈志云臘月二十七日拂屋塵曰除残ともみえしより今の世我御国にハ廿月吉日をえらひてなすれとも又中旬をもて例となせるもあるなれさて新造の家にハ其年煤をはらはすといひ侍るなり東鑑云嘉禎二年十二月六日御煤拂事有相論文元朝臣申云新造者三箇年之内可有其憚云云親職暗賢朝臣之先達者雖無指文皆所記置也至新造者無煤之故歟之由被御出之間各不申子細也とみえたるよりのことなる事ハ久しきことなるへし

地獄の沙汰も金次第

世俗の俚諺なりハ病堂策云寧波の一小民に張珹といふ者あり崔尚書か廊房に住蒲鞋を織て業とす性修行を好ミ長齋念佛し萠下寸鞋の髭須なくして念佛の数を記し籠に入置毎歳除夕地蔵殿前にて焚こと既に数十年に及へり適崔尚書發背和名抄云疽俗発背を病死して冥土に至る閻王眼を怒し平日の悪を将て崔云能我をゆるして婆婆に廻さハ善を行ひ罪を贖ん閻王云汝か所の銭用にたゝす汝か廊房の民張珹か金銀なり念佛を云壹万を替来ハ罪解へし凡人齋戒至心の念佛一声ハ金銀にあたり散心の念佛一声ハ銀銭にあたるとてともに放して婆婆に廻さしむ崔蘇り張珹を呼て云汝か唱へ積る所念佛のうち壹万文を金銭一万をもて買へしとて金を與へ券を手し僧を請し回向して其券を焚しかハ罪消て崔か瘡全く愈たり張珹其金をもて一大橋を造り其余金をもて復一菴を建て衆を接待すと現果随録巻五にみえたりと記せり是僧の妄説なるへし是よりして諺言となりしとかや

布久津武

今俚語に富める家をふくつむといふハ王元寶か富屋を書便にみえたるへしと迄りあるハ富家殿を講しなれハゆかしきん山城国久世郡宇治の西北に富家殿とて初ハ民部卿藤原忠文

の別業をこゝに營み避暑の所〳〵多し後に知足院關白忠實公まゝ〳〵所に家居し給
ひて富家殿〳〵呼〳〵江談抄にも續世継物語に天永三年十二月十四日大政大臣に
なりたまひきは〳〵宇治のかゝせなきまつうに白川の水屋にそなへかゝ〳〵うハけ
殿つくりなひて院にまゐらせ給ふに宇治川にはそひの山ぶきうちなびてなさけうう
ひなゝしていとかりしろくはなさせ給ふに百練抄に永久三年九月廿一日上皇御幸
宇縣富家別業山水之興絶常篇有勸賞〳〵てしか公富且貴〳〵かゝるまゝ
てこゝに富家〳〵名におふ所に別業を造らせ給ふに時の人是を寢殿〳〵と唱へ
〳〵を繼て後貴きも賤きも面〳〵て富めるをゝ〳〵やなりぬゝんふけのこ
〳〵ハ祐子内親王家紀伊集に秋風の山ふけの里人おとすやゝ我もんゝかるゝ風浪
〳〵て古〳〵よりの名こ

幸伊勢國

萬葉考攬落葉別記云是ハ聖武天皇の行幸也こゝ行幸ハ卷六に天平十二年冬、

十月依太宰少貳藤原朝臣廣嗣謀反發軍幸伊勢國〳〵云〳〵續紀に壬午
行幸伊勢国以知大政官事兼式部卿正三位鈴鹿王兵部卿兼中衛大將正四位下
藤原朝臣豐成為留守〳〵云〳〵こゝに是ハ美濃国に往まして東国の軍人を召給
こんこその行幸なりしを伊勢の玉子〳〵もかたゝまりて冥〳〵に暫停まを〳〵ハ何その
所由なるこゝんこゝに今考へうるゝに〳〵とまるこゝ間に持統天皇のゆゝしをかをて志ゝ所にも
やそまゝ〳〵ん〳〵かゝるこゝ〳〵ゆゝまハまつ持統の行幸のこゝを紀持統云〳〵云かゝて卷
一に行幸の時の歌のこゝを考へこゝ當麻真人麻呂に妻の歌にわかせこハいつくゆ
くらんかきつもの隱の山をゝふ越らんこゝまれる人のゆゝ伊賀の名
張山を理て伊勢こゝそまゝ〳〵紀にまゝ〳〵こゝる志ゝ所にもやいてまゝ〳〵ん〳〵の説
こゝなひかゝ〳〵又今のゆゝ伊賀越の名こゝ云〳〵云〳〵へゝも非こゝゆゝ伊勢の垣内こゝの名
いゝ後のこゝ紀をたまもに街名古〳〵りゝかゝひ誤まり又苑名薄系のこゝの説
云雜りの名ハに時〳〵ハ又是こに〳〵ゝ〳〵ハり續紀云天平十二年冬十月戊午云云

再考云奥ヶ野大和山田並萩生又村を山直と云ふ名たしかなる寺竹原（出居ヶ生八手俣との行幸の后なるへし

壬申日十九任造伊勢国行宮司丙子日廿三任次第司云云壬午日廿九行幸伊勢国以知大政官事
云云是日到山邉郡竹谿堀越頓宮大和志云在向淵村癸未車駕到伊賀国名張郡十一月甲申朔
到伊賀郡安保頓宮宿大雨途泥人馬疲煩乙酉到伊勢国壹志郡河口郷岩野頓宮
謂之關宮也行幸の后ハ名張より今もむく越といふて羽根てふより安保之夫より奥ヶ野ての駅廳よ
古しまさし物かりしこのや大原村是古后にて河口へハ大原より高村竹原村下まて出居ヶ野北
所の行宮ハいさひの行宮かや以前の行宮なるへし是より八手俣椎ヶ廣より河口市場后にて頓宮へ入しを
あふなるへし尤も当萩原の東の路の谿りの后も竹原よりいた后まて河口へハ入るをあまた寺あまて八太への后なる八いけて
くなるを或人云今の瀬戸渕のかくえ后なるへしと定しいかえハ山まて后ハ後ふなしうるなるへき八寛文九年に
小倭庄白山社の鳥居の石を河口山まてゆて御城の上八王子山まて出し至しと夫より出させるによりて石を切減して
こかえのまの川原まて引出すと記をしそのまこかえの木ハ今人家ゆの西北職人の居所近きにて在しと
古老の傳へ云ふ六古しハ人家ゆの木も山まて下ハ流まの川原なりしハ往来をえきにゆし寸今の往来の
狹きゆへも忍へし寛文の比よりいけくかとく六古きくもかかりしへし又寛文年中にて洞津山中某ぬし瀬戸の
后を修造し今の家城村へ通行の南の田畝大雨洪水にハ苗沉蓄し或ハ流るゝよりて田圳を瀬戸へ落しなりと
しそいる昔と変まるなるへしそして今の往来ハ後のまゝおよそ実まハ八王子山といふて在八王子とこに迁し
祭るは後なるへし始祭りし所を今八王子田といふ今八王子社より九三丁余南西の方に小高き土を築き
上ハ平地にして南北へ三十間余東西へ廿間余も見ゆるまゝ是宮の旧趾なるへし万葉第六にいひまうて
家持にもすせあふあ見ゆ御城とハ永録年中信長公伊勢へ発向の時此所にて出まりにあふよりゆふなるへん今に
馬場市場出古的場なとの小名存をり此所まて狩猟しまひて凖のそまゝしそ驗かしく刑をまふ
しもそこうや童謡にもこいり城郭ハ八王子社の東にて今寺院ゆの所是ゆやゆへん山ハ二まてゆりしを
後八王子社との間を切宛きしハ御城の人家より市場への通りの便よなるをしなくらんさてこかえ
の木ハ里人の説ハ榎くとしりこハ何まの木まれ幾年を経て大樹なるから枝葉の茂えてこういし

とあめてゆふくこかえハ瑞枝の茂一万葉第六の歌の上の御舟の山に水枝指四時尓生有刀我乃樹能弥継嗣尓芳
代とえいて水枝の水ハ借字之又若枝ともいあり若やうくこかへしまへしく生ふかりゆへ名つけりひしなるへし
丙戌遣少納言従五位下大井王缺中臣忌部等奉幣帛於大神宮車駕停御關宮十
箇日是日大將軍東人等言進士无位安倍朝臣黒麻呂以今月二十三日丙子任次第司の日之
捕獲賊廣嗣於松浦郡値嘉嶋長野村詔勅今覧十月二十九日奏知捕得逆賊廣嗣其
罪顯露不在可疑宜依法處決然後奏聞丁亥日四遊獵于和遲野免當国今年租
和遲野ハ河口頓宮より東北にゆくりて六丁余もゆり今小倭庄大村に属して古名猶存す大村ハ家まあ和
もわちまなるへき今松林のそをいへり久老こをあつくすして河口の行幸さそきゆへりの地にやとせへと
今ハさる地名もきここえすとて志ノ郡英虞郡奈佐知野ともて名雛野あやといへるへいしと強言之さて
河口の実屋の跡をあぬるに詳なし寸試にそくいふ実主へ行幸の后河口市場へハ街后の北之西ハ八手俣より八知大
和谷にて東ハ波多より東山東海后なまハ北ハ実文への后のあまて山へ南ハ山まて東西の外ハ下ノ川村への后東
南ちよりて波瀬村の后ゆり北東とよりて井生村への后ゆり是まて後世の后まて街后ハ東西のこと
河口市場より出て一里余りもゆへん街后の東南の所之て小高く土を築きて
上ハ平かにして九ハ九間もゆえし是実西への往来目のゆまりあまハ此所まやゆへん乙未日十二從河口發到一
志郡宿こハ実こ之を出御ゆりて市場の方へ行幸東へゆふ波瀬村の入口下の瀬古といふより波多にいきき村
東山てふての波多村へ出て宮古須賀月本壹志駅と行幸のまとつるへ之壹志駅ハ東鑑すゆ
又して兼原村の本にをゆてこのやさまハ夫より以前の駅なるへし丁酉日十四進至鈴鹿郡赤坂頓宮或人云一本にていへり詔陪從文官并騎
兵及子弟等賜爵人一級畧乙巳日廿二賜五位已上絁各有差丙午從赤坂發到朝明

郡赤坂頓宮へ丁酉日到りたまひて丙午日まで前後十箇日に及べり又是河口頓宮に十箇日停御まりしは志摩国へ行幸のときなりしを佐を略かし此所にも十箇日にも及べるぞ疑はしきにや戊申至桑

名郡石占頓宮己酉到美濃國當伎郡庚戌賜伊勢國高年百歳已下八十歳已上

者大税各有差十二月癸丑朔到不破郡不破頓宮云云とみえたる伊勢国への行幸は廣

嗣を捕りたまはんとおぼしめして東国の軍人をめしたまひしかどもなほ大神宮へ

詣させたまひ祈りたまひき御心にもおはしまししなるべし十月壬戌日九 詔大将軍東人令祈請八幡

神とみえ乙酉河口頓宮へ着御ましまして丙戌に廣嗣を捕得し奏を聞召させ給

ひしかば幣帛を奉りたまひ大御自詣させ給はで是より恭仁宮へ行幸なりたまへるべし　さては大神

へ詣させたまはざるにいかで志摩国へ行ましつのみこさぞや久差云家文に停御ましましし八

今考へうるにはこの程に持統天皇のみゆきをおほせたまひて志摩国にもやゆきましつらん家持

江河口行宮までの所の次に天皇御製に妹にこひ吾乃松原見渡せば潮干のかたに多頭

なきわたると吾乃松原吾をわこととむは吾言にや集中吾大王を假字に書るは阿期於保伎美とあり志摩国英虞なるべし　おもふに

ここにいそぎし次に屋主真人の歌におもひし人をおもひて四泥の埼木綿取志泥而将往とて

おもひし四泥の埼は延喜神名式に伊勢国朝明郡志氏神社ぞ見ゆる八そこなりとぞ聞ゆ行幸の時

にも遠ひましし屋主真人は河口行宮より還京とこの歌の左注に見えしへ実は朝明郡の地名

をよむべきにもあらず此の歌の時にもかならず志摩にやはあらむ　しかし今志摩国に志奴嶋あり志貴の浦と云ふ

ありも是や志泥の埼の残れる名ならんか　この歌に人をおもひて志泥の埼とつけたるは志奴と志泥と音韻のかよへるにや　とも

おもふべき人をおもひて志ぬの崎とつけたるを下に作る取志泥而といふ　さて紀に丁亥遊猟

云の時にはさらに志泥の崎とやよまれけん　此の歌の左注には志沼の誤かとも

千和遅野云云　河口頓宮に到ましは乙酉十一月二日にてありけり丁亥は五日にあたれり絶えくりの間なきをもて

この和遅野は河口のあたりにありしならんや　とおもひて今にある地名もきこえず文字の

の今年の租を免しいふも伊勢のうちなるにそいふるや是ならん　おのが巻六に河口行宮

の所においていひて狭残行宮の所を載せりその行宮は紀に漏したるをもや紀にこれに誤ありと云云

和遅野は奈伎知野とよみて名錐野なりしを　和名抄志摩国英虞郡に名錐あり

たきりける降をもて　かくしこの河口の行宮に停まし　間狭残の行宮に至まし　大淀の浜によ

ちかくありけり　遅と利と通ひ倍は沸をたきちとも

里御船よそひして志摩国にもやゆきまししにや　そもそもこの狭残の行宮は紀に漏れたれど集

に河口行宮の歌の次に狭残行宮大伴宿祢家持作歌二首とあり　延喜神名帳に

伊勢国多気郡に佐々夫江神社見えて倭姫命世記に真鶴佐々牟江宮前葦原還

行嶋しゆりこの佐々夫江ハ年しへ夫ハ多氣郡大淀村の西根倉村行部村の間に入江あ
りてそこに架せる橋を今於篠笛の橋といふといへり是をいにしへの頓宮（こハ持統天皇の頓宮としるしたるや けだし詳ならず聖武天皇の行宮ならんとしるす）
の地なるべきにけ地ハ河口よりハ遥に東南にあたり伊勢の海なるを今志
摩に渡すに便よけれハこの狭残の頓宮ハ用なきにゆれるもや（この狭残より大淀へハ一丁ばかり 大淀より志摩答羽まで海
上四里ばかり答羽より名錐へ一里あまりもやゆらん行程五里余なれハ一日にハわたりかたし
なんきて持統天皇の大ましましゝこともやゆらん御座所ハこの名錐にいましをりけり
原ともよめまし ハ志摩国英虞なるべし 吾乃松原志泥崎答志摩英虞なども皆この地の
虞とするハ生澗が説にまじれる）
河口の行宮よりも狭残の頓宮よりも見渡さるゝ地にゆかしけれハ答志の崎をかゝるへ廻りて
まさすも見出かくすさて志泥崎も和泉の浦も志摩国の地名なるやしたがひしきよしゆゑ
ハかくかくにこの二見浦を御舟して志摩国へも行幸ありしなるべし思ひめぐりて
こゝ今考ふるに持統天皇の行幸のゆえを知らせ給へるなるべく云云といへりし
は云ふまでも吾乃松原の云ハ吾をゆこしとむましきハ本居云吾を阿期といへる
阿我於保伎美といふ我より於を出づ音韻にて吾王とつゞく時に限るべし是ハ於

へつくあまのつりこといへるところに吾をゆこといふともなしこゝハ吾自松原とよしき
自を乃に誤まれるにて初句ハ吾乃なりけり松原よりといふ地名にゆかる
すといへり巻十七にきこを安我松原欲こまなせハとよめるハ是なるべしと略解
に出せり朝明郡豊田郷に聖武天皇の行宮の旧趾とて今松原村といへりさもと
こハ後人御製にて名つけしなるべしよりて行宮になしましてこゝまでとらの説
なし神名帳考證云河曲郡深田神社今在若松村社欤若松原此地也とみえて流
部郷に若松原といへるもそのさきに田鶴濱とてこゝの名産に海苔長さ五尺
余も連綿ならんやさればけゆかりを行幸の時にかゝしましてこゝまでも御
製にやゆらんけ御製の傳へよりして地名とハなりしなるべし志泥の崎を左注に志
沼と作れるをもて志摩国の説をなせしも河口よりの吹にて朝明郡なるも灼然し左注を略
解云け注後人の注ならんおの心ハ旅なりし跡に留まれる妹をおもひて神に祈り給ひしといへり是
ハ京を出しときのおもひもるやまて京に留まれる妹をおもひてさきしやましく祈り給ふ

なくましてハ五文字突しすゞの心ハ京へ還らん事ハ連立ねんましく兼てちぎりおきしに自
ら前へ還りまハそのちぎりし人の為木綿取志でゝ神ニ祈り将往との心なりすや
さまハ左注還京の説誤りとのこゝも志らし 狼考へてん狭残行宮詳ならず多気郡佐々夫
江神社の地とす 然まハ佐々夫江を狭残とするとも いまゝ可延経云大歳神社在佐々
夫江今祉亡大淀村西根倉村与行部村之間有小入江此佐々夫江橋とて今をこまし
そいふし への頓宮の地なるべきと云云いへるハいまゝ聖武天皇の頓宮の跡なるとも申侍へなきう
すなかく志广玉へ行幸のまつるとらむとをこのころとなどりけ佐々夫ハ倭姫命の時ゟの
名ふして此所いさゝゝ潮のさすをふさすを宛てさてふとハ号之狭残ハ朝明郡の行宮の名と
もやゆん記ゝ朝明郡とのゝそへて行宮の名又すす外をすてゝぼくさうものやゆらんとおもと
ゆまく天武天皇元年於朝明郡迹太川邊望拜天照大神にとえしても今其旧地を齋
しふとゝみやをしや此旧地を家持は狭残行宮とまししぞへるや詳ならずなし かゝし 略
解云河口の行宮より出のひてかりをおそしましゝれならえし さぶむとよまんか 狼考

へしとえらいうても朝明郡より桑名郡石占頓宮の間ゝかりそおそろしましとし宮をふるや丙午
ゝ赤坂より發し あひて戊申桑名郡石占頓宮ゝ至る是ハ丁未日かりそおそろしましとし 行宮を
ふつやさて又其ハ哥の次をいへし第三幸伊勢国之時安貴王作歌一首伊勢の海の奥津白浪
花尓かもてきて妹が家つとたをむ此哥第六ゝえゝる行幸の時の哥なるべきに第三ゝ載
らまくるハ乱まゝ入るなまハ強て次をもてもいひかたし 又此哥を志广玉の阿期行宮ゝてよめる
みやとおかしきなしゆりしいへるハ誤なるべしに志广玉へ行幸のまつるとまけて説をなをし
ゝ志广玉なくして奥津白浪とハいふまじきしきゝゝハ河曲郡海部は奈古村須佐神社
の浦より尾張国へ渡海をなし又東国下向ゝハ若松より渡海をしゝいへハ供奉しなふ
ゝ海つらをえさけのひての哥なるべし 狭残行宮ゝて家持は御食国志麻乃海部
有之眞熊野之小船尓乗而奥部傍所見是安貴王の哥と同時なるべく
しゝ阿期行宮ゝての哥ゝハゆらし 勿論志广国へ行幸のゝハ續紀大日本史其余
の云もえゝす若行幸ゆらハ志广玉今年租を免しなふとゞ又志广玉る年者云云

かくて西へきて其くしかし　持統紀六年二月丁酉朔丁未詔諸臣曰云云辛未天皇不従諫遂幸伊勢壬午賜所過神郡及伊賀伊勢志摩国造等冠位并免今年調役云云甲申賜所過志摩国百姓男女年八十以上稲五十束乙酉車駕還宮甲午詔免近江美濃尾張参河遠江等国供奉騎士戸及諸国荷丁造行宮丁今年調役云云とあれハ是も志摩国へ行幸のまつりとも志摩国云云とも聖武天皇の伊勢への行幸にハ續紀天平十二年十一月庚戌賜伊勢國高年百姓百歳已下八十歳已上者大税各有差又十三年九月条云又養徳伊賀伊勢美濃近江山背等国供奉行宮之郡勿収今年之調とし見えて志摩国云云とハ見えす志摩国へ行幸ありしハ持統紀にて見えしもろもろきしなりへ多ましとさるくかし續紀にハ見えさるなりましハ志摩国へ行幸のまつりの流いと多云えうひまなひの徒以志としるす

波多横山

萬葉集第一云明日香清御原御宇天皇代十市皇女参赴於伊勢神宮時見波多横山巌吹黄刀自作歌河上乃湯津磐村二草牟左受云云此横山を萬葉考云下ノ軽皇子宇多の安騎野へ越ますにも泊瀬山を越ましし此山のたやすからねと此ひも他の女坂男坂なとをハ越ますへしといかなる或人云高市郡の波多といふと浄見原の宮よりハ初瀬越そ便りなるへきましハ伊勢の八太横山ならんと覚ゆかの軽皇子の泊瀬を越ますにも持統天皇まても浄見原にわたらせし時之神名式伊勢国壹志郡波多神社和名抄に同郡八太郷ありここハ松坂より初瀬越して大和へ行道の伊勢の内にて今も八太里あり其一里そちら彼方にかいとうと云村に横山ありそここそ大なる巌ともに河辺にも多し見えならんとおかしき花多く咲来るなとの比叡に疑りハ此名なるしと其土人ハいへり翁考へてんとまなましハ実しもろをやとこそ人皆まししめなるん此ハ此ゆりのこもりし志してそのりを云之そもし垣内村ハ八太里より四里余も西にて此名もなし今小倭七江と云其一つそとのこと見えす近世そのこ本そに入道垣内といふ街道の北の山に入道屋敷と云傳ふ是も多氣国司時代のことなりしや小倭ハ東鑑に小倭庄又小

倭田庄より始てつゞき今此街道ハ後のことなる八上つ道にハ入りしまゝハ花多坂原之の比祓之路
りの道ハ今の往来にかゝるまゝハ垣内にて八太横山のきしにかゝりさて今の街道垣内より
上の村にて下つ川原といひ二本木の駅ハ昔日の和遅野大御村田尻村等川東にて今こゝを八太里も
垣内より往来となりしにて今の新道とハ古の道にかゝるなり里人も伝へきてもより
猶これを大御村今来瀬といふを横山なるへしといふハ非之略解之今も八太横山といふき
て大なる岩ありて川岸にて多しといふハ行方をさしたるや大なる岩ありて川岸にて多しとハ
いと杜撰の説之考ふるに横山ハ今かゝき村にて在 かゝきハ堰埭の義是八太に つゞき後一村となりて村名とす こゝハ花多浄見原之
三ヶ寺所今上居村といふ 浄御の音をとりて村名とすと云 坂原之 旧郡大原 村にあり より出し 桜井より初瀬越にて名張 持統天皇 伊勢へ行
幸の時陪従しておはしける人の書 長瀬てふより伊賀の太郎生路へかゝりおひハ八知村小西へ行幸
京に在てよめりし歌八こゝをいふ
竹原村君ヶ野 こゝに太郎生より八知へかゝら寺大原村竹原村之の道又八知より竹原へ行すして君ヶ野 へ道今存すましと名残けるし 名まに八竹原より君ヶ野と行幸まやかゝる北畠国永倭
許にて二まての上にて君ヶ野といふ所を通りなるにて 君ヶ野の露にけなる小車をとりて御幸の跡ふたゝ見ん 八手俣夫を東へ直下りて波瀬村 北畠権大納 言顕雅公居
あひて波瀬御所といふ 此村ハ往来より南にあり 下の流古といふこゝに矢頭山より落る流ましる是波瀬村と八太に舟

さき村より堺りし川の南の山道をゆりて東北の方ことなる三間余南北へハ凡百間余もさ
なん築きしこゝきの小山なり是横山にて道をめくり左手にみえしハ横山といひ
しかるへし 往来の道を下里川岸にそひ東て横を望めハ後ハこる山まりそひえ
て松多く生茂り前ハ矢頭山より流れ出て末ハ矢野浦へ落る川あり清く巌小石
のありさまいと見なるハ河上乃湯津磐村と云と此時よまれし 今千歳も
及ひて其所のけしきのさひたるやかんかるなし 又ゆつきハ横山の東南の方より水の落
ちりて瀧のごとく落るにてかまとめてさうましきこれを里人かゝき村の横山と云
八太里にて今中の山といふを八太の横山といふ山の巌なといしかゝし今て流れあなく
て河上乃といひえかくし こゝハ波多里なるをもて後人のあやまりしまさく八太に之横山こ
てかゝき村横山といふ是之古くハ此名をいひて村名をいふハいとあれ之里人すら名のを知
詳にきゝしもしてさき出の人へ のあやしかりて人々ついてに是より 神宮への道を寺
この山名をかゝき村東山にて之より八太里の古名にて出宮古須賀月本壹志駅夫より三渡

こゝは汐干には松濤へ行すして逆旦渚を渡り汐なくは干潟は中尾より松濤へ渡る　松崎　天正十一
今中尾の名村に存とり汐満の時はまとく廻りて市場庄といふところや　年蒲生
是松ヶ嶋の城を四五百森へ移さし　大久利石津　般若訳之　東岸江の後を通り朝田へ出る　氏郷
しより松坂街道となりしより
水立利を渡て櫛田川の下流を渉り坂本村にいたり西文村へ出る是を今にいふ
通りといふ飛鳥京の時西文部の古名是之残りたる其は三代實録　貞観六年十月七日条
云大和国言平城舊京其東添上郡西添下郡和銅三年遷自京都於平城以是之両
郡自為都邑延暦七年遷都長岡其後七十七年都城道路変為田畝云云又
續日本後紀元慶四年　十二月七日条　下知大和伊賀伊勢等国造行宮以伊勢齋内親王可出
宮帰京也又仁和二年六月廿一日伊勢齋内親王應取近江国新道入於大神宮仍下
知伊勢国又停伊賀国舊路頓宮下知伊賀国とみえて今の世に詳ならしかくし
其ゆかりの古老の説を受又自ら求めてまし得りぬれはしるしきこゆるをまとめし
さて波多には神社の号ありや又は名とありて社号となせしや古事記云建内宿
祢之子九　男七女二　波多八代宿祢者　波多臣云云之祖也　とみえて万葉第三波多朝臣少足三代實

録云賜姓八太朝臣其先出自八太八代宿祢姓氏録云八太朝臣石川朝臣同祖武内宿祢
命之後也とみゆるをし八太朝臣の何ましゝ所に祭てより名となれるにや又苗裔の
何ましゝ居住ありしにや飯高郡の人に飯高宿祢の姓を賜ひ伊勢国人礒部祖
父高志二人賜姓渡相神主とゆるしたまひしやうなれば里人云龍天大明神と称して
本居神の外に毎歳六月九月八日をもて祭日となし祝部仕奉る所祭三神とあり
うや神名帳考證に塩安神とかきりあり是も捉わかれしにや詳ならず

渡唐天神

或人云両聖記　藤原長親卿の作長親卿は南朝の明魏也といふや　両聖とは菅公と無準禅師とをいふ菅公
夢中に無準より傳衣して渡唐天神の像のことを志るしたりといへり　此書は狭衣拾葉抄にみえたり
梅窓筆記に臥雲日件録を引て云文安三年四月十五日　取要　翌日真智容来訪曰
我朝天神拈梅一枝肘懸小袋羣書一覧彭叔和尚録　南禅寺の前任東福寺の見住彭叔守仙の詩謁の文章の集也
を引て云北野天神の賛并序等ありて賛の序に渡唐天神の像の義をいへりとみゆ

扶桑略記云寛平六年八月廿一日甲戌遣唐大使参議左大弁兼勘ヶ由長官菅原道真五十遣唐副使紀長谷雄四十九寛平七年五月十五日止唐使入朝云々とありて其余縁起是にて見るへし

又長谷寺縁起一帖巻首云吾遣唐大使中納言従三位兼行左大辨春宮大夫
式部大輔侍従菅原朝臣道真云々巻末云寛平八年二月十日都維那僧行空
寺主法師恵義上座法師圓詮別當傳燈大法師智照俗別當左大臣従二位
藤原朝臣良世等又壬生忌寸望材紀朝臣長谷雄藤原朝臣時平等云々執
筆遣唐大使中納言従三位兼行左大辨東宮大夫式部大輔侍従菅原朝
臣道真とかゝれたり記とり然も其此縁起のふるし巻首に春宮大夫とありて巻
末に東宮大夫とあるは持統紀十一年二月以直廣壹當麻真人国見為東宮大傅
直廣參路真人跡見為春宮大夫云々又設無遮大會於春宮職原抄云東宮
春宮是一也然傳学士此為東宮官大夫以下為坊官古来如斯拾芥抄も亦是に
同し然るを菅公是を相混しまるへきや又藤原朝臣時平とのみ有て官
位をしるさゞるもいふかし又寛平八年とあるは拾芥抄云遣唐使寛平六年任遣唐
使菅紀不遂前途無沙汰両人其後無沙汰大日本史菅公傳云寛平五年云云

明年唐使奉賜道真為遣唐使紀長谷雄為副而不行云々延喜元年貶太宰権
帥略三年二月薨于貶所年五十九葬筑前安樂寺略延長元年追復本官贈
正二位號為大富天神左遷宣旨及外記所蔵文書凡關道真事者皆焚之故
世不能知其詳為天暦元年建祠于右近衛馬場以祀之号北野社略正暦四年贈
左大臣正一位尋贈大政大臣略記係元年今従補任紀略百練抄云云以八月四日設祭禮後遂為例邦
国往々建社畫像以祀称曰天満天神荏柄縁起為八月朔今従百練抄公事根源入二十二社之数寛弘
元年始行幸北野社自是歴朝相兼奉幣不絶とありて入唐はしたまはさりしに
らぬを渡唐天神といひなして畫像をなす夢中に無準禅師に傳衣しまふ
なといふ僧の妄談なるへし所謂萬犬其虚を実を奉へさるなるへし伊勢氏が菅像辨も
論せるへし今世俗我たのむ人をおもはしく云云のみならず公の御化とするに似たる

須利波太古

平魚盛集に旅人ありてよんぬと人来りたひ人ハすまひけることいむかしきものやとて

いま稜山のゝ稜ゝ和名抄旅具部云麓音鹿楊氏漢語抄麓子須利行莫也又行器部箱也新撰字
鏡ゝ阿万波古ゝあり冠辞續貂云旅人のぬさとゝ袋なくにあるゝ多なるゝ
多多集こすり袋又四ゝ袋ゝ八古ゝ八紡麻ゝ絶ゝ多ゝ後ゝ多ゝ出ゝ多ゝ
ん針袋ぬさ袋も多ゝつゝりゝうゝ八中世の製に
八ゝゝゝゝ或人云袋ゝふ八織物草多ゝて裁絶ゝるのゝをゝふゝ所類聚雑要
抄ゝゝゝ多尺袋ゝふ物八紫檀ゝゝ化ゝゝ物度の箱ゝ又豫州三嶋明神の神宝の
弦袋又豊前国宇佐所傳の麻嚢木下貞幹所蔵の図ゝりゝゝゝゝゝ今の紡
麻多ゝゝ絶ゝる物ゝゝゝ寸法ゝゝ多多ゝ一天武天皇の大后の大津多ゝゝ
火ゝ取てゝゝゝゝゝゝゝゝ日本霊異記云白川院永保二年義家将軍
奥州発向舎弟義光暇申馳下可令合力之由飛青馬之間義光子細奏聞慶
勅答云遼遠逆徒義家以武略誅伐不可有幾義光朝家敬言衛當宦趣遠行
支不可叶由被仰下之間迷惑千万雖然連枝志難黙止解弦袋右近橘扶結付

辞當宦夜中出京ゝゝゝゝゝゝ見多ゝ八織物絹なゝを裁絶ゝゝをゝ多ゝゝん和名抄
云嚢蒋魴切顔云袋音代字亦作帑 和名布久路 嚢名又魚帑西土ゝ行嚢頂帑又携照帑貯
筆硯箋紙ゝゝゝて一口なるものを袋ゝゝゝゝゝゝゝ袋棚なゝゝゝ弦袋のゝ八弦巻糸包
ゝゝゝゝ説ゝゝゝゝゝゝゝ用なゝ多ゝ八ゝゝ寸ゝ寸ゝすり八上古行器なゝをゝて麓字を
ゝゝゝゝゝゝ後見を裁絶ゝゝゝ絹なゝの便ゝきゝゝゝすり袋ゝゝゝゝゝゝゝ八ぬさ袋も
けゝゝゝ行器なゝを指麻多ゝゝ絶ゝてなゝゝゝゝゝゝゝゝ

後考集畧解をはゝ八多龍良家夜畫登豕云行路乎吾者皆悉
宮道叙為し家ハ豕の誤なゝん契沖云八をはゝゝゝはゝこゝゝたゝんゝ
ゝをかゝて口ゝゝをのゝをいゝゝゝ

邑より異へ一里ばかりに日河てふ或人云けゝ所と石窟ゆり口ハ狹くして中ハ九尺こゝに六
代院主居ゐひしと云今も碑あり 被茂五所 茂六を始其余の人〳〵の碑〳〵数き
ゐを文学の達士なれ〳〵なり 俗説ゆり文学ハ上る巻〳〵〳〵 陸奥国八流さま〳〵
ゐ所へ来る〳〵ゐ〳〵寸又きかゝまゝなる〳〵ゐきるゆゑ寸又太郎生村と日
河〳〵いゐるゐ所ハ〳〵山ふる〳〵ふ渺のゐぐき鳥獸の考のゐゐむる〳〵ハゐのゐこき
深山なるゐ〳〵一菴ゆり大悲山仲禪寺〳〵て真言宗ゐゐ二十石の寺領今ゐ存寸
ゐ其邊ゐ碑ゆり延慶三年庚戌十月とゐて其余ハゐゐ寸土中ゐ埋ゐ所
ゐも文字の形ゐなゐ〳〵知かゝ〳〵〳〵いりいゐきまけ所のさまむゐ〳〵ハ人の来きゐ
ゆゐゐゐハ平家の余孫隠ゐ住て供養の為一宇を建立〳〵碑をも建立ゐるな
ゐ〳〵森本村日河も是ゐは〳〵かゝんさて洋ゐ西ゐゆり二里ばかりゐ産品村
といゐゐまりゐ塚とてゐ是平忠盛の誕生所といひ伝ふゐゐ産品〳〵ふさゐ
はまりゐハ生所の形ゐるゐや神鳳形安西郡ゐ産階御薗〳〵ゐ也是兼之ゐ

御定の時忠盛誕生の地名を用ひらゐ〳〵ゐや又産品ハ古名ゐや詳なゝ寸

葬儀 附七々日

和事始云墓疏云上古葬禮なゝ孝子藁捏を以て親の尸を掩ふ是葬捏の禮ゐり
て起ゐ系ゐ統ゐハ則葬禮ゐの時ゐ始〳〵ゐ〳〵ゐ我御国ハ神代ゐり
けゝゐゐつゐハ古事記ゐ醜男命の件ゐ其妻須世理毘賣者持喪具而哭来〳〵ゐ
ゐ神代紀天雅彦の葬儀云以川鳥為持傾頭者及持帚者一云以鷄為持傾頭者以雀
為舂女一云乃以川鳥為持傾頭者亦為持帚者以鵠為尸者以雀為舂女而八日八夜啼哭
悲歌云云〳〵ゐりさゐハ神代ゐゆゐふゆゐ寸や式ハ孝徳御宇ゐ定めゆゐ安ゐて後
その〳〵ふゆゐ寸又續紀天應六年六月云昔纒向珠城宮御宇垂仁天皇世古風尚存葬禮
無節毎有事例多殉埋于時皇后薨梓宮在庭帝顧問群臣曰後宮葬禮
為之如何群臣對曰一遵倭彦王故事〳〵ゐ〳〵ゐハ神代の遺風ゐ〳〵なゐ〳〵純
ゐを儒典の渡り彼土〳〵往来なゐ〳〵ゐり儒法を用ひ佛法を相加て今の〳〵〳〵にゐり

〻ハ棺中ニ瘞錢を入又死者の頭ニ嚢を掛テ〻〻儒ニ〻ニ〻ニ〻ニ事物起原ニ云ヘリ幢花燭
香爐等を用ヒテ佛法ハ〻〻ひて遂ニ我御国ヨリハ失ヘリ然ニ其貴人の
葬儀又伊勢神宮ニ古風猶存セ〻〻〻さて今貴賤ともに七日ニ〻ニ一祭ヲ〻〻
西土ニ〻〻〻

言夫日志有所至而不敢盡其私也注云忌日親亡之日不用舉他事如有時日之禁非不詳言非以死為忌詳而避之夫日猶此日志有所至者志有所至於親以此日亡其哀心如喪時又曰文王忌日必哀称諱如見親然則忌日疑始於周也又禮擅弓云忌日不樂云云我朝廷云云ハ廃務日々唱名ふ事伊勢神宮云云ハ遠還日々也又いとまなき日とも云ふ其日万事を廃し居所を移さず別火云云食々慎て家務をなすべし暇日々ふなる云々乗燭談云忌日の々中華ハ古之甲子を用ふ四月己巳の日孔子卒々ふ云々ハ己丑の日云々忌之一年の内大凡六度ゆり禮喪大記云父母之喪既練而帰朝日忌日則帰哭于宗室云々一年只一度なり云々ハ練云々大祥まて忌日なり云々練云々ハむつはりの云々後世八年只一日之家禮儀節大祥の下に注云第一忌日云々ハ也云々ハむつはりを第一の忌日々々すなわち云々毎月を忌日々々すなわち第三年を第二の忌日々々本邦近代の禮俗云々行事ハ云々始云々ゆ云々を云々すなわち云々ハ也共人車記云嘉

應元年九月廿九日乙卯天晴 暑 依故殿御月忌 暑 百種供物御供養如例々々云々ハ是より以前に始り々々や大儒なるべし書を又寸々々誤まり西土の禮ゆゆしきハ禮俗々々々々やいきこなきかゆゆしき心之玉海云兼安五年二月九日 暑 明日當遠忌故人曰忌日不從神事不從佛事云云ハ不從佛事云云ハ云云ハ云云ハ云云ハ因云宣胤卿記文亀二年二月十一日甲寅天晴侍從三位兼俱卿所望之三社託宣并天神名号 中暑 三社託宣服中不可苦之由兼俱卿演説任彼商量同月十七日三社託宣一幅兼永朝臣所望書之云云々々梅窓筆記云載云身穢云云神号を書云云恐云云延年神祇式云會三七日法事當日不得参内云云て三七日八五七日六七日七々日の云々云々やかに云云云云服中身の穢を云云ハ云云慎むべきなり云云さて今の世年忌を引上云云ハ東鑑云寛喜元年十二月廿五日 暑 故右大臣家十三年御追善也行西奉行之正日雖為明年正月廿七日有沙汰被引上之々ゆゆ見始云々や又年忌の法度を延引云云ハ貞治六年三月十三日北帝長講堂へ行幸ゆゆしき云云

後白河法皇百年忌の御追善のゝあゝこゝ〳〵十七年ゝ世上打つゞき兵乱ゝゝりて今
まで延引ゝ南朝紀傳ゝゝゝゝさるゝハ延引ゝゝかゝゝゝゝ

尓意伎豆波五十小竹蔟竹五
十篠目迺事爾波雑有此乎見
氏奈毋其學業能博文厚文事
袁婆諸人毋知奴倍伎抑翁者
本渡會政範乃末子迩豆弱冠
迺頃用理

大皇國風乃學問乎伊多玖好
豆谷川士清尓學為理復京爾
出氏弥其業乎聞明采都都傍
迩波漢藉乎毛博久見豆甚毋
弥斯伎物知迩奈毋在祁琉然
留尓其為人名能遍久廣吳理

天教子等乃多尓集比未流事
乎良伊美嫌比氐五十歳餘乃
頃保比國爾帰豆壹志郡廼大
邸山云里尓籠住支然波雖有
磨成多琉玉乃光波斯可須可
尓荒金廼土爾混受豆我

君伊風能音能遠音迩聞志氐
甚毋倹感給比豆毎年尓黄金
乎賜比大城迩家人廼後列尓
呼豆御前迩拜渇為斯米給比
豆殊尓厚久慈給比肴給伎如
此慈給比肴給志加婆國内乃

人人毋大村乃醫師止恭支此
醫師名波政方亠乃名波桃源
登奈毛云奈流吾先年尓壹志
郡迺郡奉行乃職尓任左延豆
大村迹在祁琉時春日秋夜能
暇乃隙善支爻止交里斯事厚

久溟久睦魂會禮婆此一言乎
書付都文政乃九年云歳迺十
一月安濃津乃家人高橋知周

雙對落葉凡〻三卷〻〻伊勢人名嶋翁の著述にて〻〻一友擄へ集め〻〻亦〻予れを校閲せしより其考證の精細なる〻〻世遺〻〻謂つべし〻〻佑〻〻閑燈の下〻〻熟讀〻〻更に一校を加へ〻〻幸〻〻ぬ

天保十二丑年冬〻十月　河喜田真長

書肆

東都 須原屋茂兵衛
同 伊八
山城屋佐兵衛
岡田屋嘉七

大坂 敦賀屋九兵衛
秋田屋太右衛門

京都 勝村治右衛門板